

事業概要

平成 21 年度



山梨県食肉衛生検査所

〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏 1028

電話 055-262-6121

FAX 055-263-9528

E-mail: shokuniku@pref.yamanashi.lg.jp

目 次

第1章 総 説

1	検 査 所 の 沿 革	1	-	1
2	関 係 条 例	1	-	2
	(1) 山梨県行政組織規則	1	-	2
	(2) 山梨県行政機関等の設置に関する条例	1	-	2
	(3) 山梨県事務決裁規則	1	-	3
	(4) 山梨県職員給与条例	1	-	4
	(5) 山梨県職員の給与に関する規則	1	-	5
	(6) 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程	1	-	5
3	食肉衛生検査所の組織・構成	1	-	6
4	検 査 所 の 概 要	1	-	7
	(1) 施設の概要	1	-	7
	(2) 平 面 図	1	-	7
	(3) 案 内 図	1	-	9
	(4) 主要備品の一覧表	1	-	10
5	山梨県と畜・食鳥検査手数料	1	-	11
6	と畜場・食鳥処理場一覧表	1	-	11
7	処理場の開場状況	1	-	11

第2章 事 業 概 要

1	事 業 の 内 容	2	-	1
2	食 肉 関 係	2	-	1
	(1) 年度別食肉検査状況	2	-	1
	(2) 平成20年度と畜場別検査頭数	2	-	2
	(3) 月別検査頭数	2	-	2
	(4) とさつ禁止、廃棄状況	2	-	3
	(5) 病名別一部廃棄状況	2	-	4
	(6) 衛生指導	2	-	6
	(7) フィードバック事業	2	-	6
3	食 鳥 関 係	2	-	7
	(1) 年度別検査羽数及び廃棄状況	2	-	7
	(2) 平成20年度検査結果	2	-	8
	(3) 衛生指導	2	-	9
	(4) フィードバック事業	2	-	9
4	精 密 検 査 関 係	2	-	10
	(1) 精密検査実施状況	2	-	10
	(2) 各検査室における検査内容	2	-	11
5	食肉衛生推進事業	2	-	15
6	研 修	2	-	16

第3章 調 査 ・ 研 究 発 表

1	処理場に搬入された豚のE型肝炎ウイルス浸潤状況調査	3	-	1
2	ブロイラーの真皮の扁平上皮癌	3	-	3

第1章 総 説

1. 検査所の沿革

- 昭和38. 3. 14 山梨県枝肉センターの発足に伴い、公衆衛生課からと畜検査員派遣
- 昭和38. 4. 1 石和保健所に、と畜検査係が新設され、山梨県枝肉センターで行うと畜検査を担当する。
- 昭和42. 11. 1 山梨県枝肉センターは、(株)山梨県食肉公社となる。
- 昭和44. 3. 31 町営上野原と畜場廃止
- 昭和46. 4. 1 山梨県食肉衛生検査所発足、(株)山梨県食肉公社内の既設建物の一部を仮庁舎とする。県下6と畜場を所管
石和保健所と畜検査係廃止
- 昭和48. 2. 21 鰍沢と畜場廃止
- 昭和48. 7. 5 山梨県食肉衛生検査所庁舎を建設する。
敷地面積 652.83m²
庁舎本館 鉄筋コンクリート2階建 328m²
附属建物 車庫、動物飼育室、ブロック造平屋建 40m²
附属施設 プレハブ倉庫
- 昭和49. 3. 31 峡東と畜場廃止
- 昭和49. 4. 1 次長制が設置される。
- 昭和50. 7. 11 巨摩と畜場廃止
- 昭和59. 7. 20 韮崎と畜場移転廃止
- 昭和59. 7. 21 韮崎食肉センター発足
- 平成 3. 4. 1 食鳥法関係の事務を所掌する。
- 平成 3. 9. 1 (株)山梨県食肉公社は(株)山梨食肉流通センターとなる。
- 平成 4. 1. 10 山梨県食肉衛生検査所新庁舎起工式
- 平成 4. 1. 23 韮崎食肉センター廃止
- 平成 4. 4. 1 山梨県行政組織規則の一部改正により、検査第一課・検査第二課の2課制となる。
「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の発足
甲斐食産(株)及び山梨チキン事業協同組合において食鳥検査開始。
- 平成 4. 11. 8 新庁舎へ移転
- 平成 5. 3. 25 新庁舎 竣工式
敷地面積 903m²
建物延面積 918m²
本館 鉄筋コンクリート造 3階建 752m²
附属建物 鉄筋コンクリート造 2階建 110m²
附属施設 軽量鉄骨造 (車庫) 56m²
- 平成 9. 3. 31 富士吉田食肉センター廃止
- 平成10. 1. 5 山梨チキン事業協同組合休止
- 平成11. 9. 30 // 廃止
- 平成11. 11. 1 甲斐食産(株)許可 (八代町)
- 平成13. 10. 18 BSE検査開始
- 平成14. 3. 12 BSE検査室整備
- 平成14. 11. 1 甲斐食産(株)休止 (石和町)

2. 関係条例

(1) 山梨県行政組織規則(抜すい)

(昭和43年3月30日規則第12号)

第3章 出先機関

第一節 設備内部組織及び事務分掌

(設置及び内部組織)

第16条 各部又は局の事務を所掌させるため、次に掲げる出先機関を置く。

2 前項の出先機関の位置は、別表第3のとおりとする。

(別表第3)

出先機関	課	位置
食肉衛生検査所	検査第一課 検査第二課	笛吹市

6 出先機関の分掌事項は、別表第6のとおりとする。

(別表第6)

食肉衛生検査所	1、獣畜のとさつ又は解体の検査に関すること。 2、とさつ解体の禁止及び措置の命令に関すること。 3、設置者等に対し、県が必要と認める報告の徴収及び立入り検査に関すること。 4、食鳥処理の事業及び食鳥検査に関すること。
---------	---

第18条 食肉衛生検査所に次長を置く。

21 次長は上司の命を受け、その所掌事務を整理し、所長を補佐する。

(2) 山梨県行政機関等の設置に関する条例

(昭和60年3月29日山梨県条例第2号)

(食肉衛生検査所)

第10条 法第156号第1項の規定により、と畜場法(昭和28年法律第114号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
山梨県食肉衛生検査所	笛吹市	県下全域

(3)山梨県事務決裁規則

(昭和43年3月30日規則第12号)

第1章 総 則

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める物とする。

8 所長 組織規則第17条第1項に規定する出先機関の長をいう。

10 専決 知事の権限に属する事務の一部を常時知事に代わって出納長、部長、事務局長、課長及び所長限りで決裁することをいう。

(所長の専決事項)

第5条 所長の専決事項は別表第1のとおりとする。

(別表第1) 平成12年4月1日現在

1 所長の共通専決事項

- | | |
|----|--|
| 1 | 所属職員の事務分掌の決定に関する事。 |
| 2 | 所長及び次長の旅行の命令及びその復命の受理に関する事。 |
| 3 | 所長及び次長の年次有給休暇の付与、有給休暇、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週給日の振替に関する事。 |
| 4 | 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による部分休業の承認に関する事。 |
| 5 | 所属職員の時間外勤務、休日勤務及び当直勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関する事。 |
| 6 | 二月以内の期間の臨時的任用に関する事。 |
| 7 | 所内使用に関する事。 |
| 8 | 所属職員の身分証明書の書換えの検認に関する事。 |
| 9 | 通知、申請、照会、回答、報告、届出及び進達並びに督促に関する事。 |
| 10 | 報告及び届出の受理に関する事。 |
| 11 | 所掌事務に係る証明書等に関する事。 |
| 12 | 登記嘱託に関する事。 |
| 13 | 行政財産の使用許可に関する事（電柱、ガス管、水道管、その他これらに類する物の設置及び継続使用に係るものに限る。） |
| 14 | 公文書の公開又は非公開の決定に関する事。 |
| 15 | 個人情報の開示及び訂正の決定に関する事。 |
| 16 | その他前各号に準ずる事項に関する事。 |

2 所長の固有専決事項

食肉衛生検査所
一 と畜場法の規定による次の事項 1 と畜頭数の制限に関する事。こと。 2 獣畜のとさつ又は解体の検査に関する事。こと。 3 とさつの解体の禁止等の措置及び措置命令に関する事。こと。 4 自家用とさつの届出の受理に関する事。こと。 5 と畜場外とさつの届出の受理又は許可及び必要な措置に関する事。こと。 6 と畜場の設置者等に対する県が必要と認める報告の徴収及び立入検査に関する事。こと。 7 都道府県等食品衛生監視指導計画に関する事。こと。
二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定による次の事項（認定小規模処理業者に係るものを除く。） 1 食鳥処理業者等に対する報告の徴収及び立入り検査に関する事。こと。 2 食鳥検査に関する事。こと。 3 食鳥のとさつ等の禁止、食鳥の隔離等に係る命令若しくは職員の執行又は食鳥の廃棄等に係る職員の執行に関する事。こと。
三 食品衛生法の規定による次の事項 1 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）に対し県が必要と認める報告の徴収及び臨検検査に関する事。こと。 2 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食肉の収去及び検査に関する事。こと。 3 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食肉の廃棄並びにその他と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食品衛生上の危害の除去のために必要な措置命令。

(4)山梨県職員給与条例

(昭和27年11月27日山梨県条例第39号)

(給料の調整)

- 第11条 人事委員会は、給料月額が職務の複雑、困難、若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職場の等級に属する他の職に比して著しく、特殊な職に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。
- 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の百分の二十五をこえてはならない。
 - 第一項の調整額表の適用は、その職員が同項に規定する職にある期間に限るものとする。

(5)山梨県職員の給与に関する規則

(昭和43年3月30日規則第12号)

(給料の調整)

第30条 条例第11条の規定により給料の調整を行う職は、別表第10の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

- 2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第11に掲げる調整基本額に、その者に係る別表第10の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（その額が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額）とする。

(別表第10)

勤務箇所	職員	調整数
食肉衛生検査所	(1) 常時と畜検査及び食鳥検査に従事する職員	3
	(2) 食肉検査指導官	2
	(3) 所長及び次長	1
	(4) (1)から(3)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	1

(別表第11) 調整基本額表 (抜すい)

行政職給料表

職務の級	定額
1 級	6, 500円
2 級	8, 500円
3 級	9, 600円
4 級	10, 200円
5 級	10, 600円
6 級	11, 200円
7 級	12, 100円
8 級	12, 700円
9 級	14, 400円

(6)山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程

(昭和32年6月1日山梨県訓令甲第17号)

(目的)

第1条 この訓令は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年4月山梨県条例第5号)第2条第2項、第4条第1項、第6条第3項及び第7条の規定に基づき、山梨県職員の勤務時間の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第2条 この訓令の規定の適用を受ける職員の範囲並びに当該職員の勤務時間、休憩時間、
 休息時間、勤務を要しない日及び休日の特例は、別表のとおりとする。

別表 (第2条関係)

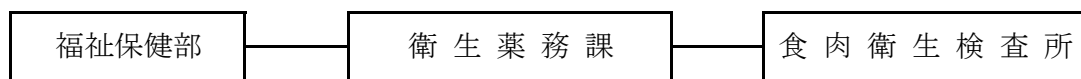
職 員	勤 務 時 間	勤務時間及び勤務時間の割振り	休 憩 時 間
食肉衛生検査所に勤務する職員。	4週間について160時間。 ただし、休憩時間を除く。	勤務時間の割振りは、所長が定める。	45分とし、その割振りは、所長が定める。

休 息 時 間	週 休 日
15分ずつ 2回とし、その割振りは、所長が定める。	日曜日及び所長が4週間ごとの期間について定める日曜日以外の4の日。

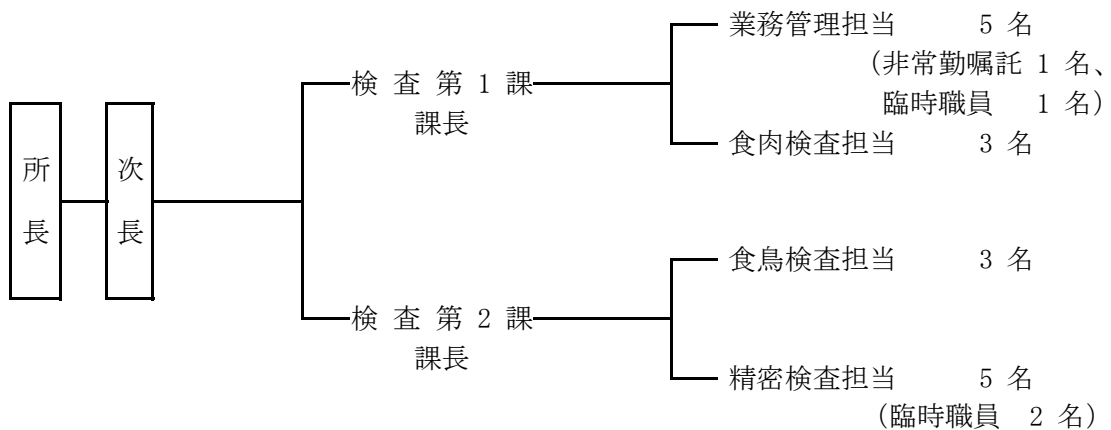
3. 食肉衛生検査所の組織・構成

(平成20年4月1日現在)

〈組 織〉



〈構 成〉



職 員 総 数	20名	技 術 職	15名
		事 務 職	1名
		非 常 勤 嘱 託	1名
			(技 1)
		臨 時 職 員	3名
			(技 1)

4. 検査所の概要

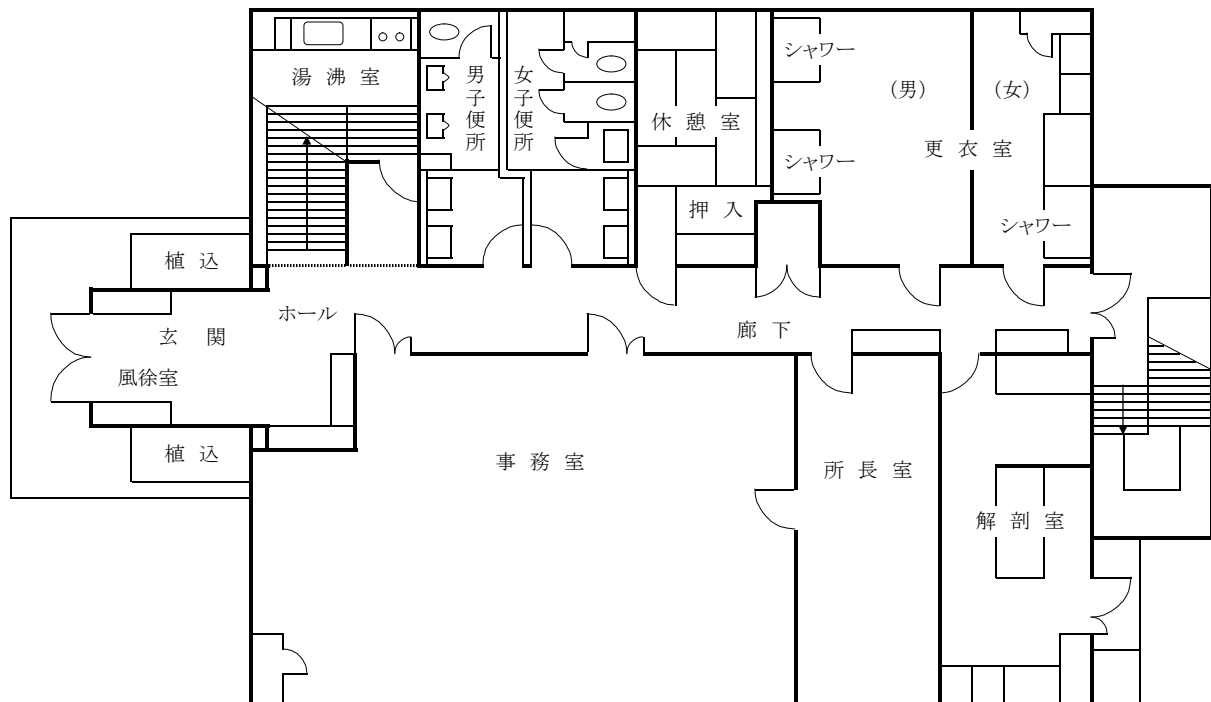
(1) 施設の概要

- ・敷地面積 903 m²
- ・建物延面積合計 918 m²
- ・建物の構造

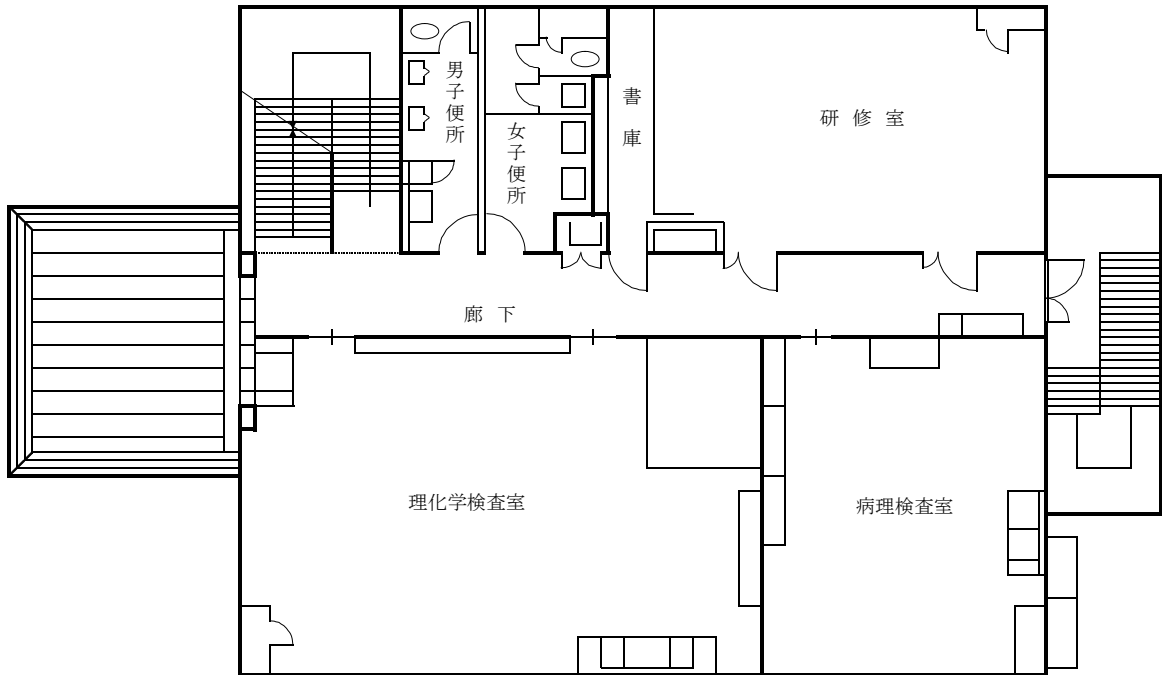
本館	鉄筋コンクリート	3階	延面積	752 m ²
1階	事務室、休憩室、解剖室、更衣室	外		259 m ²
2階	理化学検査室、病理検査室、研修室	外		248 m ²
3階	細菌検査室、ウイルス検査室、冷蔵冷凍庫室	外		232 m ²
R階	P3関係機械室			13 m ²
附属建物	鉄筋コンクリート造		延面積	110 m ²
1階	受水槽、変電室、発電室	外		58 m ²
2階	実験動物飼育室、実験室、倉庫	外		52 m ²
附属施設				
車庫	軽量鉄骨造	(車庫)		56 m ²

(2) 平面図

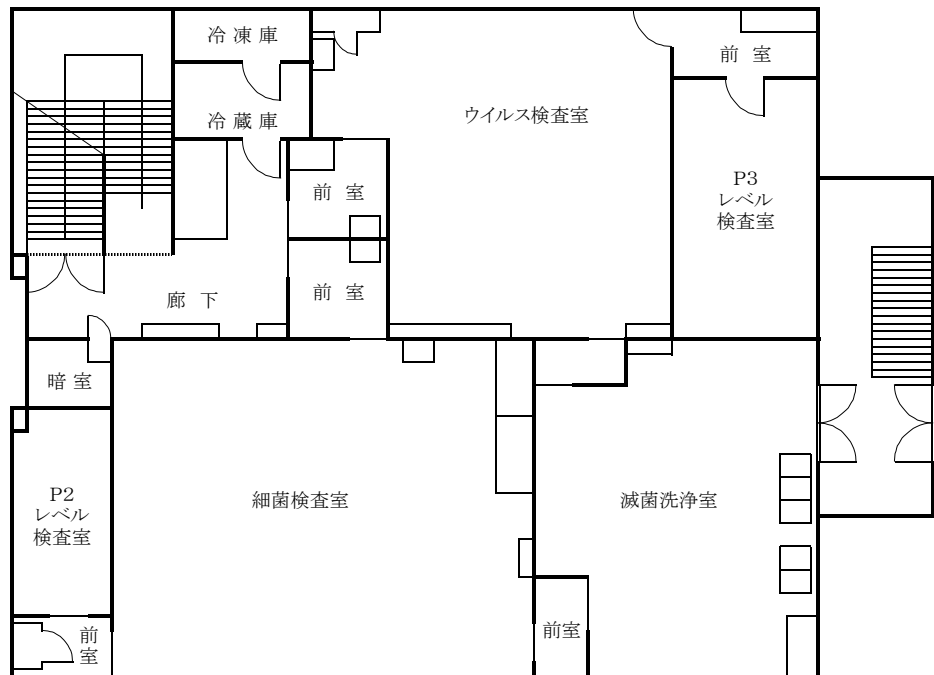
(1階)



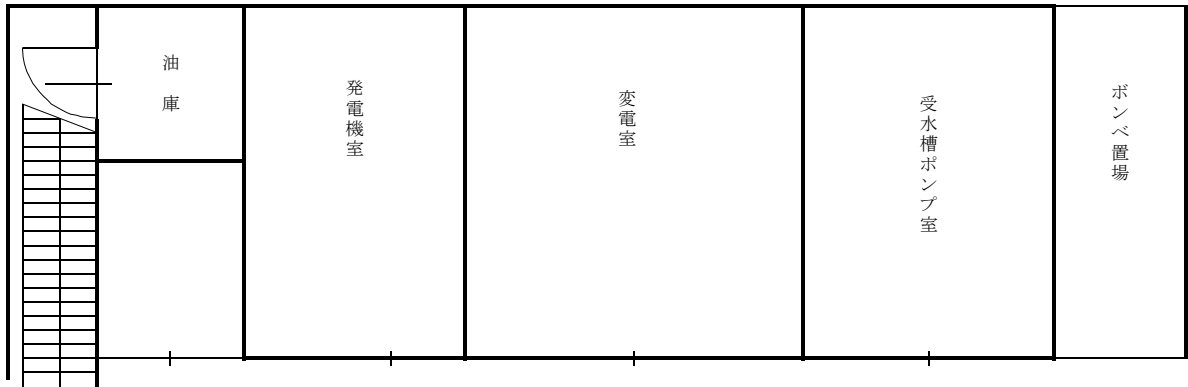
(2階)



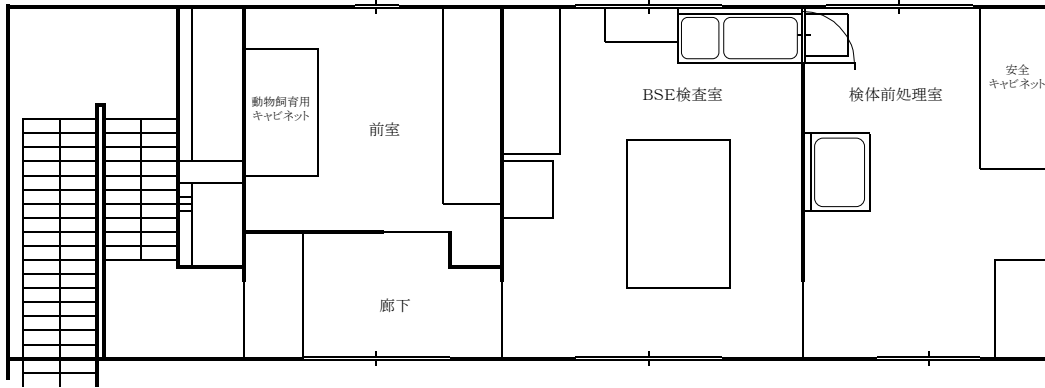
(3階)



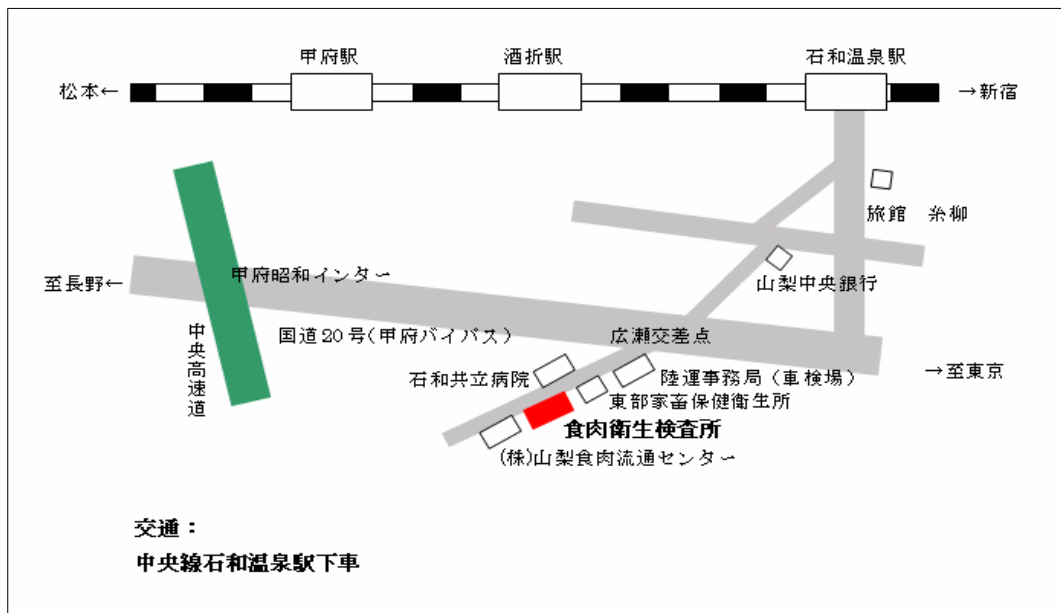
(別棟1階)



(別棟2階)



(3) 案内図



(4) 主要備品の一覧表

品 名	規 格 品 質
蛍 光 顕 微 鏡	ニコン X2F-EFD2
倒 立 顕 微 鏡	ニコン TMD2S
自 動 洗 浄 器	サンヨー MJW8000
全 自 動 血 球 計 算 器	日本光電 MEK-6358
フォトダイオードアレイ検出器	島津 SPD-M6A
パラフィン包埋ブロック作製装置	ティッシュエンベディングコンソール#4596
デ ィ ー プ フ リ ー ザ ー	サンヨー MDF-382AT
超 低 温 フ リ ー ザ ー	サンヨー MDF-U581AT
安全キャビネット付き飼育装置	BESTEX BCC-1600IIA-NCRIP
マイクロプレート用自動吸光度計	ラボシステムズ マルチスキャンバイクロマティック
ド ラ フ ト チ ャ ン バ ー	ダルトン DP-111K-1800
高 速 液 体 ク ロ マ ト グ ラ フ	島津 LC-VPシリーズ
純・超純水製造システム	日本ミリポア EQP-3Sシステム
動物用生化学自動分析装置	富士ドライケム7000V
D N A 増 幅 装 置	イワキ硝子 TSR-300
滑 走 式 ミ ク ロ ト ー ム	ライカ JUNG SM2000R
安全キャビネット (BSE用)	日本エアテック BHC-2203IIA/B3
ク リ ー ン ベ ン チ	日本エアテック BCM1302W
安 全 キ ャ ビ ネ ッ ト	日立SVC-1302 ELIC
多 検 体 細 胞 破 碎 機	安井器機 MB524TMA
自 動 包 埋 装 置	白井松器機 1400-3型
凍 結 組 織 切 片 作 製 装 置	マイルス社 4551

5. 山梨県と畜・食鳥検査手数料

畜種	牛	とく	馬	豚	山羊	食鳥	備考
金額	750	320	750	320	180	5	証明手数料 400

※とく…1才未満の牛

平成7年4月1日 改正

(食鳥 平成4年4月1日)

6. と畜場・食鳥処理場一覧表

処理場名	区分	所在地	設置者	電話
(株)山梨食肉流通センター	私営	笛吹市石和町唐柏 1028	代表取締役社長 貴志和男	055-262-2288
山梨県畜産試験場	県営	中央市乙黒 963-1	山梨県知事	055-273-6441
甲斐食産株式会社	私営	笛吹市八代町米倉 1447	代表取締役 米山義智	055-265-5050

7. 処理場の開場状況

と畜場 月曜日～金曜日（土曜日開場随時）

AM 7 : 45 ~ PM 4 : 45

食鳥処理場 月曜日～土曜日

AM 6 : 30 ~ PM 3 : 30

第2章 事業概要

1. 事業の内容

- 1 食肉検査……生体検査、内臓検査、枝肉検査
- 2 食鳥検査……生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査
- 3 精密検査……細菌検査、病理検査、理化学検査、ウイルス検査
- 4 衛生検査……監視指導、ふきとり検査、講習会の開催

2. 食肉関係

衛生対策

健康な家畜の搬入、生産段階からの衛生管理の徹底を図るため、生体の汚染状況、疾病の発生状況について生産者及び臨床獣医師に検査結果等の情報をフィードバックしている。

また、県食品衛生監視指導計画に基づき、と畜場・併設食肉処理場の監視を行った。さらに、施設及び枝肉の細菌検査を行い、衛生管理責任者及び作業衛生責任者を中心に講習会・勉強会を実施し、食肉の向上に努めた。

と畜検査の推移

処理頭数は、豚は大幅に増加したが、牛及び馬はやや減少した。

廃棄頭数は、豚の膿毒症による全部廃棄が前年度に比較して増加した。また、牛については腫瘍による全部廃棄が増加した。

(1) 年度別食肉検査状況

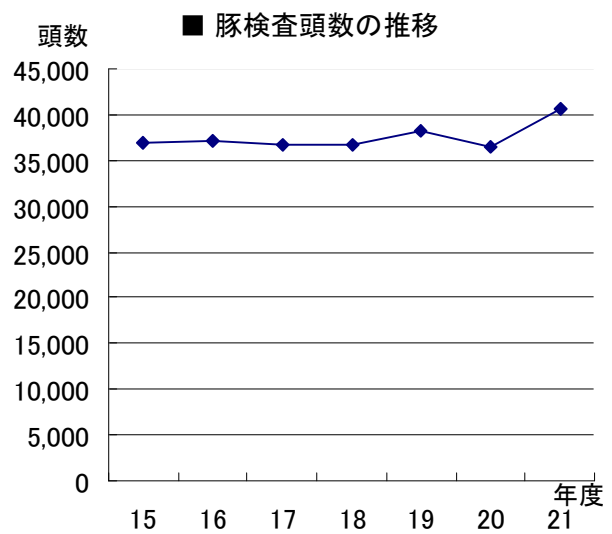
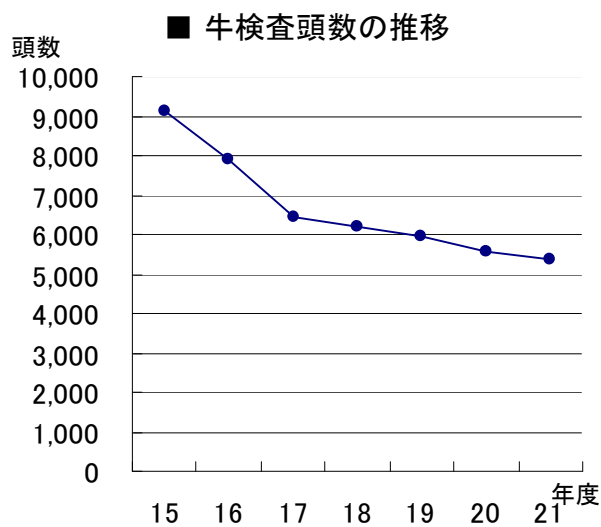
年度 \ 区分	牛	とく	馬	豚	緬山羊	計
15年	9,103	85	481	36,903	0	46,572
16年	7,885	136	455	37,185	0	45,661
17年	6,459	94	439	36,609	1	43,602
18年	6,183	45	444	36,658	0	43,330
19年	5,971	89	422	38,302	4	44,788
20年	5,575	82	409	36,430	12	42,508
21年	5,342	43	379	40,642	7	46,413

(2)平成 21 年度と畜場別検査頭数

処理場名	畜種	開場日数	肉用牛	乳用牛	とく	馬	豚	緬羊	山羊	合計
(株)山梨食肉流通センター		248	2,011	3,331	43	379	40,642	7	0	3,552,212
山梨県畜産試験場		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		248	2,011	3,331	43	379	40,642	7	0	3,552,212

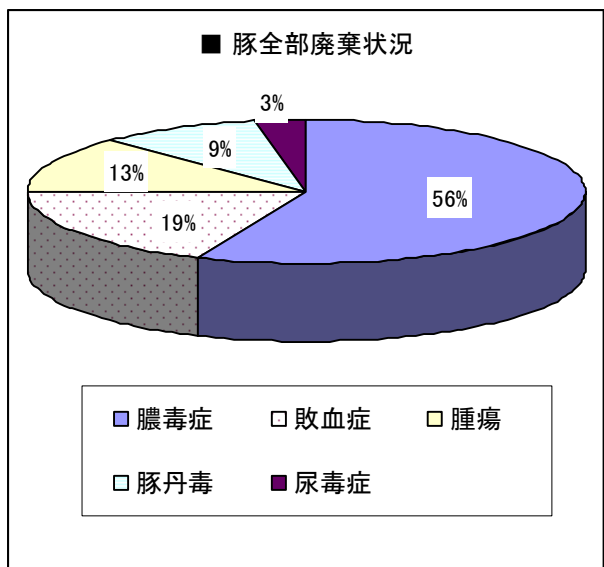
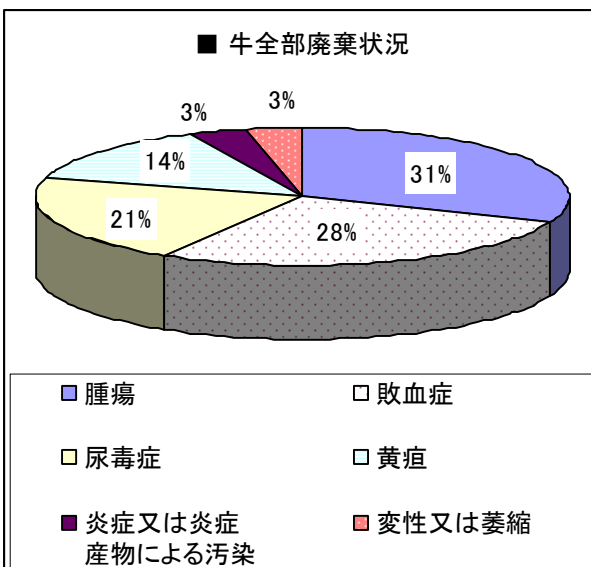
(3)月別検査頭数

月	区分	牛	とく	馬	豚	緬羊	山羊	合計
4		501	3	37	3,521	0	0	4,062
5		382	7	27	2,894	3	0	3,313
6		487	6	27	3,113	0	0	3,633
7		434	7	33	3,103	2	0	3,579
8		375	3	38	3,134	0	0	3,550
9		431	4	33	3,503	0	0	3,971
10		418	1	30	3,774	0	0	4,223
11		598	1	27	3,865	0	0	4,491
12		515	2	49	3,534	0	0	4,100
1		384	0	26	3,139	0	0	3,549
2		329	6	23	3,324	2	0	3,684
3		488	3	29	3,738	0	0	4,258
合計		5,342	43	379	40,642	7	0	46,413



(4) と殺禁止、廃棄状況

畜種 区分	牛			とく			馬			豚			緬山羊		
	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
実 頭 数		29	2,364		1	25		1	108		32	33,565			
豚 丹 毒											3				
トキソフ ^o ラス ^o マ															
寄 生 虫 病			10									8			
膿 毒 症											18				
敗 血 症		8									6				
尿 毒 症		6			1						1				
黄 疸		4	1												
水 腫			19			1			1						
腫 瘍		9	1						1		4				
放 線 菌 症			5												
炎症または炎症 産物による汚染		1	1,765			20			99			32,795			
変性または萎縮		1	305			4						6			
そ の 他			675			2			8			1,280			
計		29	2,781		1	27		1	108		32	34,089			



(5) 病名別一部廃棄状況

病名		畜種	とく	牛	馬	豚	
循環器系	心 外 膜 炎		1	66		1,499	
	心 内 膜 炎						
	心 筋 変 性						
	心 筋 炎			1			
	心 水 腫			3			
	心 弁 膜 血 腫						
	心 室 中 隔 欠 損						
	心 肥 大						
	脾 腫						
	脾 腫 瘍						
	リ ン パ 節 膿 瘍					9	
	リ ン パ 節 炎						
体腔	腹 膜 炎		2	27		27	
	汎 漿 膜 炎			1		795	
呼吸器系	鼻 炎					28	
	肺 炎	S E P 型	1	97	1	22,715	
		胸 膜 炎 型				5,855	
		膿 瘍 型				154	
		そ の 他	12	210	3	30	
	血 液 吸 入 肺			25		957	
肺 気 腫				1			
消化器系	舌 炎			1			
	胃 炎			25		30	
	胃 潰 瘍						
	胃 膿 瘍			8			
	創 傷 性 胃 炎						
	第 四 胃 変 位						
	胃 腸 炎						
	小 腸 炎	2	128			241	
	大 腸 炎	2	128			102	
	抗 酸 菌 症					342	
	腸 気 泡 症					27	
	胃 ア ト ニ 一 症						
	鼓 脹 症						
	へ ル ニ ア 転		4			12	
	腸 捻 転						
	脱 肛						
	周 囲 脂 肪 壊 死		162				
	ヨ 一 ネ 病						
	肝 炎	鋸 屑 肝 型	2	769			
		膿 瘍 型	1	269			2
		肝 硬 変 型		5	1		317
		間 質 炎 型		119	4		9,940
		包 膜 炎 型		110			379
		胆 管 炎 型		40			
	そ の 他		143	5		206	
	肝 変 性	4	241			2	
	肝 富 脈 斑		237				
ニ ク ズ ク 肝		1					
肝 砂 粒 症				92			
抗酸球形増殖性小葉間静脈炎							
脂 肪 肝							
血 管 炎							
囊 胞 肝		2					

病名		畜種	とく	牛	馬	豚
泌尿生殖器系	腎炎	出血型				2
		結石型				
		ターキーエック ^キ 型				
		膿瘍型		3		
		腎盂炎型				
		間質炎型				64
		その他		9		37
	水腎症				15	
	腎梗塞				2	
	嚢胞腎				186	
	萎縮腎				1	
	腎盂拡張症					
	周囲死亡壊死					
	膀胱炎	1	4			
	膀胱破裂					
膀胱結石	1	2				
子宮捻転						
子宮内膜炎症						
子宮蓄膿症		5				
子宮脱・膣脱						
後産停滞						
乳房炎	膿瘍型					
	壊疽性					
	その他		6			
運動器系	放線菌症			5		
	筋肉出血			137	2	143
	筋肉変性			106		4
	筋肉膿瘍			11		497
	関節炎			25		13
	骨折			12	4	12
	脱臼	1	38	1	1	
	蹄病					
	脊椎膿瘍					2
	筋肉水腫	2	44	1		
	外傷					
	手術創			75		
	皮下膿瘍			4		1
	皮下出血					
	腱断裂					
寄生虫	肝蛭症			10		
	豚肺虫症					8
	エキノコックス					
腫瘍	黒色頭腫					15
	リンパ腫					
	その他					3
その他	リポフスチン沈着症					
	横隔膜水腫			5		
	横隔膜膿瘍	1	86			
	滑膜嚢腫					

(6) 衛生指導

・施設の拭き取り検査→「5. 食肉衛生推進事業」の頁参照（ P 2-15 ）

・食肉処理施設の衛生監視指導

食肉処理場・・・248 日

その他、年 1 回担当職員及び処理場幹部職員にて実施

併設加工施設・・・週 1 回 実施 48 日

(7) フィードバック事業

希望生産者へ毎月 1 回検査結果をフィードバック

牛対象農家 → 4 戸

豚対象農家 → 17 戸

3. 食鳥関係

大規模食鳥処理場において食鳥処理法に基づく検査を行うとともに、山梨県監視指導計画に基づき、ふきとり検査結果等による食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の監視指導、動物用医薬品を対象とした残留検査を実施した。

さらに、サルモネラ及びカンピロバクターの保菌調査や食鳥検査結果等のフィードバックを定期的に行うとともに家畜保健衛生所と検討会を開催して、生産サイドとの連携を強化した。

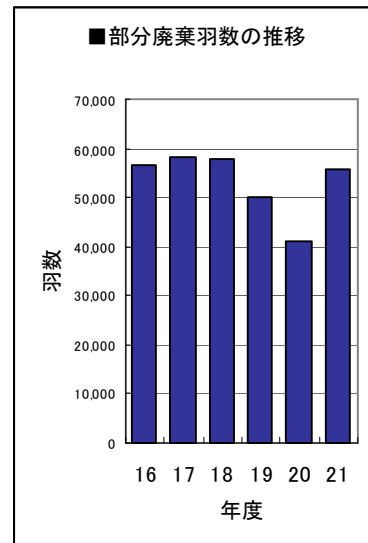
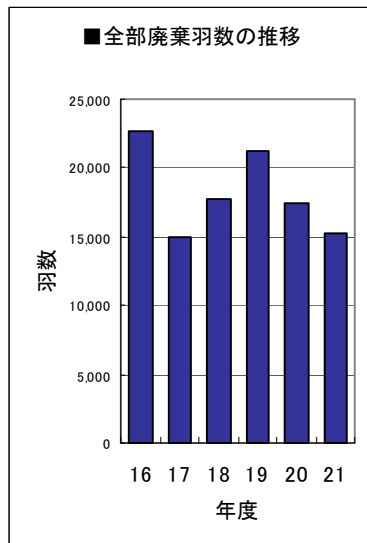
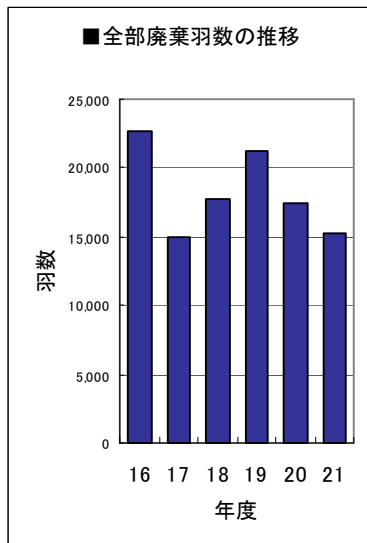
(1) 年度別検査羽数及び廃棄状況

年度別検査羽数

項目 \ 年度	15	16	17	18	19	20	21
出荷羽数	3,384,597	3,321,273	3,504,168	3,566,146	3,543,334	3,566,984	3,557,870
へい死羽数	5,983	4,819	6,249	4,368	4,626	5,495	5,658
検査羽数	3,378,614	3,316,454	3,497,919	3,561,778	3,538,708	3,561,489	3,552,212

年度別廃棄状況

項目 \ 年度	15	16	17	18	19	20	21
解体禁止合計	26,265	19,898	20,255	18,010	25,184	23,957	23,835
全部廃棄合計	32,171	22,708	14,949	17,678	21,252	17,378	15,326
部分廃棄合計	60,176	56,576	58,340	57,669	50,159	41,307	55,596

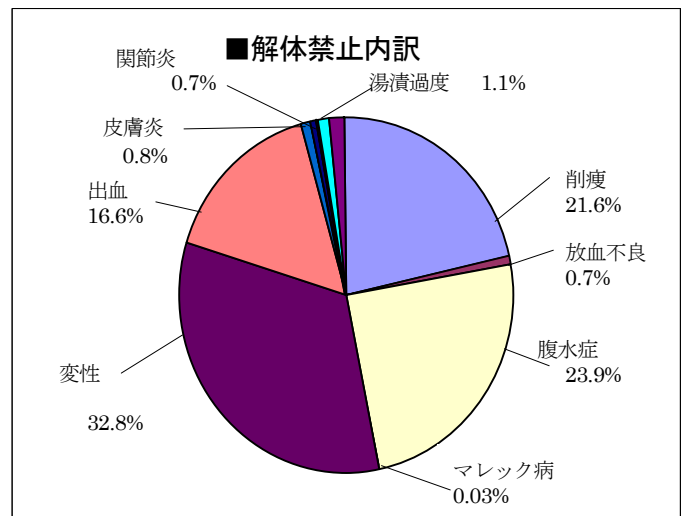


(2) 平成 21 年度検査結果

解体禁止													解体禁止合計
削瘦	放血不良	腹水症	マレック病	変性	出血	皮膚炎	ブドウ球菌症	関節炎	黄疸	外傷	湯漬過度	その他	
5,152	165	5,685	6	7,810	3,827	184	0	165	6	46	272	314	23,835

解体禁止は、0.67%（解体禁止羽数／検査羽数）で、前年度とほぼ同じだった。

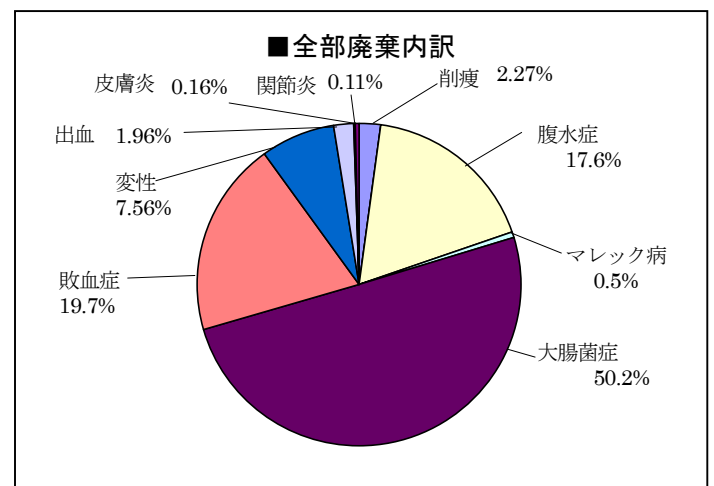
主な原因は、変性、腹水症、削瘦（発育不良）、出血で、変性、出血の割合が増加した。



全 部 廃 棄													全部廃棄合計
削瘦	放血不良	腹水症	マレック病	大腸菌症	敗血症	変性	出血	皮膚炎	ブドウ球菌症	関節炎	黄疸	その他	
348	0	2,690	77	7,696	2,983	1,158	300	24	2	17	6	25	15,326

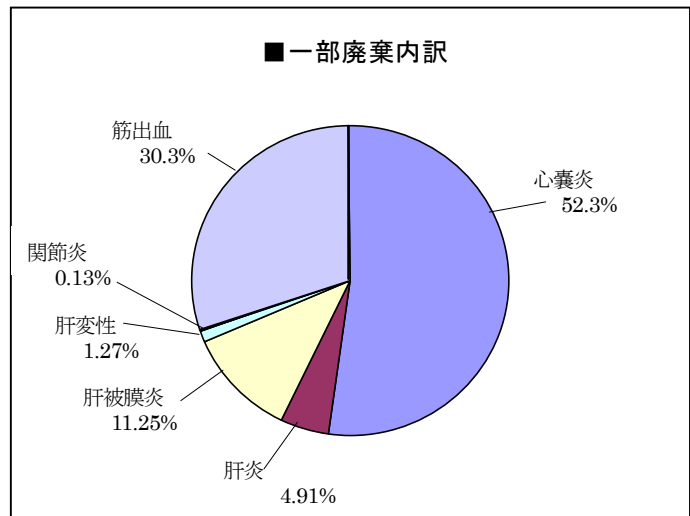
全部廃棄は、0.43%（全部廃棄羽数／検査羽数）で、前年度より若干減少した。

主な原因は、大腸菌症、敗血症、腹水症で、大腸菌症の割合が増加した。



一 部 廃 棄												一部廃棄合計
心 囊 炎	肝 炎	肝 被 膜 炎	肝 変 性	脾 の 腫 大	腸 炎	関 節 炎	筋 出 血	骨 折	皮 膚 炎	腫 瘍	そ の 他	
28,927	2,729	6,256	705	25	0	71	16,864	0	0	1	15	55,596

一部廃棄は1.56%（一部廃棄羽数／検査羽数）で、前年度より若干増加した。主な原因は心嚢炎、筋出血、肝被膜炎、肝炎で、心嚢炎の割合が増加した。



(3) 衛生指導

- ・施設の拭き取り検査→「5. 食肉衛生推進事業」の頁参照（P 2-15）
- ・食鳥処理施設の衛生監視指導
 - 食鳥処理場・・・279日
 - 併設加工施設・・・毎週火曜・木曜実施 102日
 - その他、年6回担当職員及び処理場幹部職員にて実施

(4) フィードバック事業

食鳥処理場を介して生産者へ毎月1回検査結果をフィードバック
対象農家 → 24戸

4. 精密検査関係

疾病排除を目的とした各種疾病診断、微生物汚染防止のための枝肉や施設のふきとり検査および保菌調査、有害物質排除のための残留抗菌物質検査、TSE検査等を実施した。また、GLPを導入し、業務管理要領に基づいた検査を行い信頼性の確保に努めた。

(1) 精密検査実施状況

検査室名	区分	行政検査			調査研究			合計		
		検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数
理化学検査室	食肉関係	334	735	5,895	18	54	387	352	789	6,282
	食鳥関係	15	45	345	9	34	124	24	79	469
	小計	349	780	6,240	27	88	511	376	868	6,751
病理検査室	食肉関係	39	215	403	55	66	129	94	281	532
	食鳥関係	13	38	46	54	69	109	67	107	155
	小計	52	253	449	109	135	238	161	388	687
細菌検査室	食肉関係	552	1,208	5,191	80	105	435	632	1,313	5,626
	食鳥関係	518	561	2,506	3,009	561	5,389	3,527	1,122	7,895
	小計	1,070	1,769	7,697	3,089	666	5,824	4,159	2,435	13,521
ウイルス検査室	食肉関係	8	70	70	80	80	80	88	150	150
	食鳥関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	8	70	70	80	80	80	88	150	150
TSEスクリーニング検査	牛	5,385	5,386	5,386	31	31	31	5,416	5,417	5,417
	緬・山羊	7	7	7	0	0	0	7	7	7
	小計	5,392	5,393	5,393	31	31	31	5,423	5,424	5,424
小計	食肉関係	6,325	7,621	16,952	264	336	1,062	6,589	7,957	18,014
	食鳥関係	546	644	2,897	3,072	664	5,622	3,618	1,308	8,519

(2) 各検査室における検査内容

理化学検査室

血液検査を全自動血球計数器とドライケムを用いて実施し診断の参考とした。
平成20年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査を行った。

【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
黄疸判定	牛	7	15	15
	豚	0	0	0
尿毒症の判定	牛	12	60	60
	豚	0	0	0
血液検査	牛	285	570	5,130
	豚	0	0	0
合成抗菌剤	牛	10	30	330
	豚	10	30	330
	鶏	10	30	330
フルベンダゾール	牛	5	15	15
	豚	5	15	15
	鶏	5	15	15
イベルメクチン	牛	0	0	0
	豚	0	0	0
	鶏	0	0	0
合計		349	780	6,240

【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
合菌新通知法	鶏肉	1	10	10
合成抗菌剤一斉分析の新メソッド開発及び抗生物質迅速検出法の確立	牛	5	15	165
	豚	5	15	165
	鶏	3	9	99
抗生物質の迅速検査法について	牛	3	9	27
	豚	5	15	30
	鶏	5	15	15
合計		27	88	511

病理検査室

食肉及び食鳥検査において病理組織学的検査が必要と認められる疾病が発見された場合、検査を行い診断の一助としている。

【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
炎症	牛	3	3	6
	豚	9	41	84
	馬	2	2	4
	鶏	4	4	4
変性	牛	1	1	2
	豚	2	2	4
	馬	0	0	0
	鶏	1	2	6
腫瘍	牛	12	114	207
	豚	6	38	67
	馬	1	11	18
	鶏	8	32	36
奇形	牛	0	0	0
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
その他	牛	0	0	0
	豚	3	3	11
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
合計		52	253	449

【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
病理研究会	牛	24	32	92
	豚	15	18	21
	馬	0	0	0
	鶏	13	28	68
その他		57	57	57
合計		109	135	238

生物科学検査室(細菌)

解体後の検査において細菌性の疾病を疑った場合、病原菌の分離・同定等の微生物検査を実施し、診断の一助としている。また、食肉・食鳥関係施設および輸送車のふきとり検査（O157、サルモネラ、カンピロバクター等）を実施し、衛生指導に活用した。

【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
敗血症の検査	牛	12	79	159
	豚	10	64	164
	鶏	0	0	0
豚丹毒の検査	豚	20	56	170
O157ふきとり検査（枝肉）	牛	102	204	1,428
ふきとり検査 （枝肉又は食鳥と体、施設）	牛	10	30	370
	豚	15	100	710
	鶏	126	36	567
	食肉関係	239	391	1,534
	食鳥関係	382	505	1,819
残留抗菌性物質モニタリング検査	牛	10	20	120
	豚	10	20	120
	鶏	10	20	120
厚労省ふきとり	牛	40	80	160
	豚	40	80	160
厚労省G F A P	牛	40	80	80
外部精度管理		4	4	16
合計		1,070	1,769	7,697

【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
カンピロバクター保菌調査	鶏	1,360	136	680
サルモネラ保菌調査	鶏	1,360	136	952
O157保菌調査	牛	55	55	385
G F A P	枝肉	0	0	0
	施設	25	50	50
サルモネラ疫学調査	鶏	289	289	3,757
合計		3,089	666	5,824

敗血症及び豚丹毒による処分頭数の年計推移

処分理由	動物種	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
敗血症	牛	3	3	3	3	3	7	4	4	12	24	14	18	7	10	8
	とく										2					
	馬			1												
	豚	1	5	4	9	2	1	1	2	8	10	15	4	8	11	6
豚丹毒	豚	7	10	11	14	46	17	4	15	20	24	3	3	3	2	3

生物科学検査室(ウイルス)

PCR法を用いて、牛の白血病について補助的な診断を行った。

【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
B L V	牛	8	70	70
合計		8	70	70

【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
H E V 調査	豚	80	80	80
合計		80	80	80

5. 食肉衛生推進事業

食肉の衛生的な処理及び取扱いについて、食肉処理業者及び取扱者に対し普及啓発を図るとともに、消費者の食肉衛生に対する理解を深め、より安全な食肉を提供することを目的として年間を通じて食肉処理施設のふきとり検査や衛生講習会、施設見学の受け入れ等を実施した。特に平成21年8月1日から8月31日までを食肉衛生推進運動の期間と定め、食肉輸送車のふきとり検査を実施するとともに消費者セミナーを開催した。

○食肉処理場関係

項目	事業	期間	検体数	検査数	
検査	ふき取り検査	食肉輸送車	H21. 8. 3～H21. 9. 3	44 台	220
		手指	H21. 8. 10～H21. 9. 12	35 名	35
		施設	H21. 8. 10	30 箇所	210
		GFAP 検査	H21. 8. 19	25 箇所	25

項目	事業	期間	参加人数	対象
点検	施設衛生点検	H21. 8. 11	9 名	保健所・食肉・センター
講習会	衛生講習会	H21. 8. 25	10 名	センター・国母ミート
		H21. 9. 25	26 名	センター
	三重県食肉衛生検査所視察研修	H21. 8. 26	32 名	センター・国母ミート

○食鳥処理場関係

項目	事業	期間	検体数	検査数	
検査	ふき取り検査	輸送車	H21. 8. 3～13	14 台	70
		手指	H21. 8. 17	86 名	159
		施設	H21. 8. 17	26 箇所	104

項目	事業	期間	参加人数	対象
点検	施設衛生点検	H21. 8. 12	7 名	カット室
講習会	衛生講習会	H21. 8. 5	9 名	食鳥処理衛生管理者及び候補者
		H21. 9. 1	90 名	食鳥処理従事者

○見学・セミナー

事業	期間	参加人数	場所等
食肉衛生検査所見学会	H21. 8. 10～14	3 名	食肉衛生検査所
一般消費者向けお知らせ開始	H21. 8. 1～		

6. 研修

関係機関が開催する各種の県外研修に参加し、検査員の資質向上を図った。
また、基礎的知識、技能の習得のため、所内研修会を実施した。

月 日	出張 内 容	場 所
H21/ 5/13～15	第59回病理部会研修会	神奈川県
5/21～22	HPLC入門講習会	神奈川県
5/29	第172回つくば病理談話会及び第75回AFIPスライドセミナー	茨城県
6/19	第255回鶏病事例検討会	茨城県
6/22～7/17	平成21年度国立保健医療科学院特別課程	埼玉県
7/24	第173回つくば病理談話会及び第76回AFIPスライドセミナー	茨城県
7/29～30	先進地視察研修	三重県
7/30	HPLCスクール（実務編）	静岡県
8/24	食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会	東京都
9/4	全国公衆衛生獣医師協議会	東京都
9/18	第256回鶏病事例検討会	茨城県
10/2	第174回つくば病理談話会及び第77回AFIPスライドセミナー	茨城県
10/9	第27回理化学部会総会・研修会	東京都
10/19～21	第30回日本食品微生物学会学術総会	東京都
10/23	関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	新潟県
11/12～13	全国食品衛生監視員研修会	東京都
11/17	先進地視察研修	東京都
11/25	第29回微生物部会総会・研修会	群馬県
11/26～27	第60回病理部会研修会	神奈川県
12/4	先進地視察研修	新潟県
12/4	第175回つくば病理談話会	茨城県
12/18	第257回鶏病事例検討会	茨城県
H22/ 1/18～20	平成21年度食肉衛生技術研修会・衛生発表会	東京都
1/25～26	平成21年度食鳥肉衛生技術研修会・衛生発表会	東京都
3/5	第176回つくば病理談話会	茨城県
3/19	第258回鶏病事例検討会	茨城県

平成21年度所内研修会

第1回	各担当及び検査室事業計画説明	4月16日
第2回	BSE検査手順研修①	5月14日
第3回	BSE検査手順研修②	6月3日
第4回	公務員倫理の確立 子育て学習会復命 鶏病事例検討会復命研修	7月8日
第5回	高病原性鳥インフルエンザスクリーニング検査手順研修	7月23日
第6回	セクシュアル・ハラスメントをなくすために 県外施設視察研修報告①	8月21日
第7回	情報セキュリティーについて 飲酒運転の根絶のために BSE検査について	9月14日
第8回	食肉技術研修会復命研修	9月30日
第9回	病理研修会予演会 Word活用研修	11月19日
第10回	県公衆衛生研究発表会予演会	2月2日
第11回	BSE陽性時の対応研修	2月23日
第12回	県外施設視察研修報告②	3月4日
第13回	各業務についての反省会	3月18日
第14回	県外施設視察研修報告③	3月25日

第3章 調査・研究発表

1 処理場に搬入された豚のE型肝炎ウイルス浸潤状況調査

平成21年度関東・東京合同地区三学会

○嶋村 博 山岸宏司

はじめに

E型肝炎は、E型肝炎ウイルス(以下 HEV とする)の感染により引き起こされる人畜共通感染症であり、特に妊婦や高齢者においては重篤化の恐れがある。

HEV はおもに肝臓で増殖し胆管を経て糞便中に排出され、経口感染する。わが国において従来は輸入感染症とされていたが、近年国内においても野生シカ肉やイノシシ肉・レバーの生食・加熱不十分な調理によるヒトへの感染例が報告されている。また、市販豚生レバーから HEV が検出された事例もあり、豚を原因とする E 型肝炎の発生も危惧される。豚での HEV は一般に 2～3 カ月齢の子豚で高率に検出され、出荷される 6 カ月齢には体内からほぼ消失すると報告されているが、ウイルスの動態把握のため山梨県内と畜場に搬入された 6 カ月齢前後の肥育豚と、子豚への感染源として考えられる繁殖母豚について、HEV の浸潤状況を調査した。

材料及び方法

平成 16 年度から 20 年度にかけて採材した約 6 カ月齢の県内で肥育された豚血清 260 検体、平成 20 年度採材の繁殖母豚の盲腸便・胆汁各 41 検体を用いて RT-PCR 法による遺伝子検出を実施した。

材料の前処理は、血清はそのまま使用し、胆汁は 10%乳剤を作成し、盲腸便については 10%乳剤を作成し 10000rpm10 分間遠心した上清を RNA 抽出材料とした。

遺伝子検出は、市販キット(QIAGEN QIAamp Viral RNA Mini Kit)を使用して RNA 抽出を行い、食品衛生検査指針微生物編に準拠した反応条件・プライマーにて RT-PCR を実施した。プライマーはウイルスの構造蛋白をコードしている ORF2 の領域の一部を増幅するために設計された HEV-R2、HEV-F1 を 1stPCR に使用し、HEV-R1、HEV-F2 を NestedPCR に使用した。E 型肝炎ウイルスは遺伝子型により 1 型から 4 型に分けられ、1 型と 2 型は輸入感染症に、3 型と 4 型は国内の症例に見られるが、今回は 1 型・3 型・4 型の検出が可能なプライマーを使用した。

結 果

5年間に亘り、肥育豚の血清 260 検体について、また昨年度には繁殖母豚の盲腸便 41 検体および胆汁 41 検体についてPCR検査を実施したが、結果は 1st、Nested 共に陰性であり、ウイルスの遺伝子は検出されなかった。

考 察

本県では、平成 16 年度から 18 年度にかけての調査で肥育豚 200 頭中 191 頭(95.5%)の IgG 抗体が陽性であり、HEV感染が高率に認められた。しかし肥育豚においてHEV遺伝子が検出されないことから、ウイルスの消失が考えられた。繁殖豚については、盲腸便、胆汁ともに HEV 遺伝子は検出されなかったが、平成 16 年度から 18 年度にかけての調査において、繁殖豚 29 頭中 15 頭で IgG 抗体が陽性(50%)であった。子豚期から出荷時期のHEVの動態の詳細は不明だが、出荷時期においても肝臓にウイルスが残存する可能性を示唆する報告がある。

また繁殖豚では 2～3 歳齢母豚の大腸内容物から HEV 遺伝子が検出されたとの報告もあり、肥育豚への HEV 感染経路と考えられる。

これらのことから、肥育豚出荷までのHEVの動態把握のために検査材料を検討し、HEV 遺伝子とともに抗体のモニタリングは必要と思われる。今後は調査対象を広げていくなどして調査を継続し、感染経路の解明をしていきたい。

2 ブロイラーの真皮の扁平上皮癌

全国食肉衛生検査所協議会 第60回病理研修会
平成21年度 食鳥肉衛生発表会

○畔上佳大 池永由梨子

はじめに

「皮膚扁平上皮癌」は食鳥処理場で見つかる若齢ブロイラーの皮膚腫瘍である¹⁾。本疾病は、皮膚のみを冒し周囲組織に浸潤するが転移の報告はない¹⁾。本疾病は、辺縁が隆起したクレーター状潰瘍が正羽域に認められ、皮膚に結節やびらん、潰瘍を形成する疾病との鑑別が必要である¹⁾。

今回我々は、体表全域にクレーター様の病変を認めた食鳥について病理学的検索を実施したので、その概要を報告する。

材料及び方法

(1) 症例

平成20年12月25日、管内A食鳥処理場に搬入されたブロイラー6,700羽中の1羽で生体検査時に著変は認められなかった。

肉眼所見では、体表全域に直径2~10mmで円形~不正形のクレーター様病変が多数みられた。また、頸部~脚部の皮膚には直径2~18mmで黄色の半球状から不正形に隆起した部位が多数みられた。

(2) 方法

病変部は、10%中性緩衝ホルマリン溶液で固定のうえ、パラフィン切片とし、常法に従いヘマトキシリン・エオジン染色及びマッソントリクローム染色を実施した。さらに免疫組織学的検索を抗サイトケラチン抗体(DAKO)及び抗ビメンチン抗体(DAKO)を用いて実施した。

成 績

皮膚は結合組織の増生によって肥厚し、結合組織中に数個～十数個の腫瘍細胞の集簇巣が散在していた。腫瘍細胞は大型で、好塩基性を示す豊富な細胞質を有し、核は卵円型～紡錘形で1～2個の核小体を認めた。また、腫瘍細胞塊の中には角質化して癌真珠を形成しているものもみられた。周囲の結合組織には、リンパ球及び偽好酸球の高度な浸潤と小血管の増生を認めた。マッソントリクローム染色では、真皮で膠原線維の増生がみられた。免疫組織学的検査では、サイトケラチン陽性、ビメンチン陰性であった。

考 察

今回の症例は、病理組織検査から真皮の扁平上皮癌と診断した。

鶏の皮膚の扁平上皮癌は、他動物の扁平上皮癌のように腫瘤を形成せず、クレータ一様の病変をつくる。

実験的に再現された同様の病変では、線維性の組織の増生を伴いながら腫瘍の大部分が退行し、治癒する報告がある²⁾。本症例においても結合組織の増生が認められたことは、治癒過程にあると考えられる。

本疾病はトリ角化棘細胞腫の名称も提唱されており、その本態が未だ解明されていない¹⁾ことから、今後本疾病の発症機序などについて症例を集めながら調査を進めていきたい。

1) 鶏病研究会:鶏病研報 38 卷 3 号, 125-135 (2002)

2) Riddell, C., and Shettigara, P. T. :Can. vet. J. 21:278-289 (1980)